

2026年10月1日から

# 短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

## 保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



### どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

#### ① 2026年10月1日以降対象となることのできる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所(労使の合意により、任意で短時間労働者(パート・アルバイトの方)を社会保険の加入対象とした適用事業所)になると、保険料調整制度の対象となります。任意特定適用事業所となるための手続きは裏面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

#### ② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)を指します。

### どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上  
(フルタイムの3/4未満)

② 月収が13万円未満  
(標準報酬月額が12.6万円以下)

③ 学生ではない

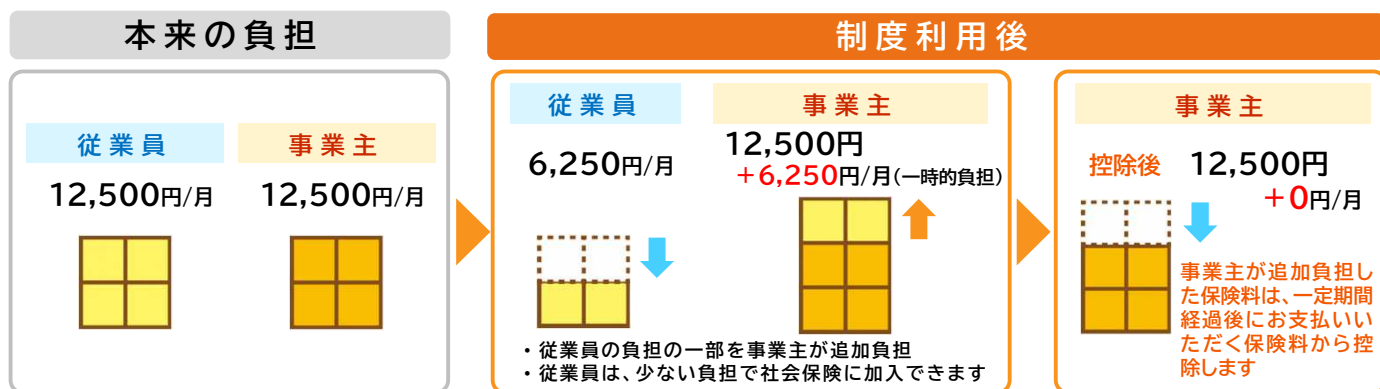
### どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



#### 月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



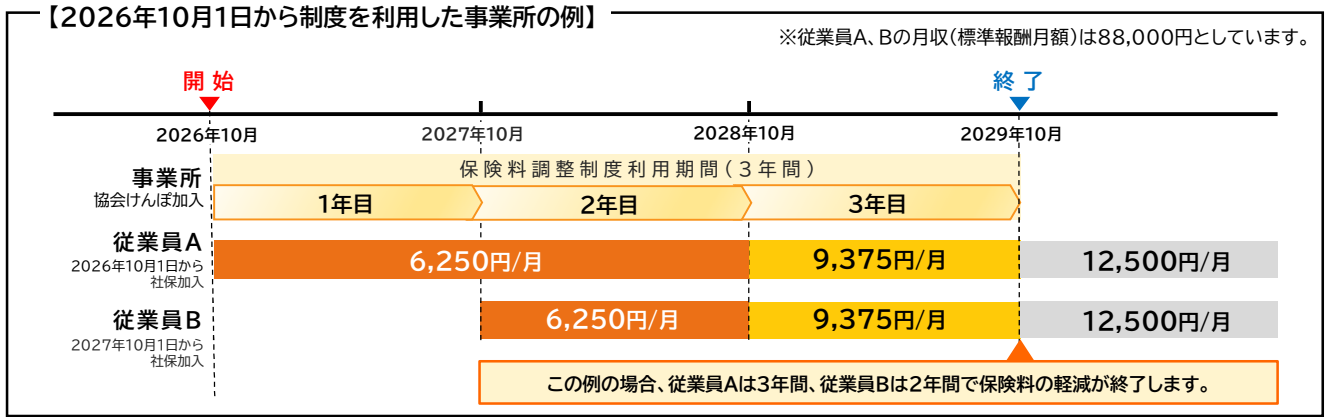
従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員:事業主(1・2年目)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員:事業主(3年目)	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51



## 制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。



## どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合の提出方法については、各組合にお問い合わせください。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryohosei.html>



## 2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

1

人材の確保・定着の可能性が高まります

2

従業員の働く意欲の向上に繋がります

3

就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

### 任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請も可能)

手続きの詳細や届書様式に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteiteikiyo.html>



電子申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については  
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

手続きのご不明点は  
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者

0570-007-123

【受付時間】

平日:8:30~19:00

第2土曜日:9:30~16:00

※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 除く